

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年9月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	登録電気工事業者の更新手続き時期について
概要	電気工事業者の登録更新は、いつからいつまでに行えばよいですか。
対応	<p>登録の有効期間（5年間）を越えて引き続き電気工事業者を営む場合には、有効期間が満了する日の30日前から満了日までに行う必要があります。</p> <p>なお、制度開始時期との関係により、令和3年1月から3月には多数の更新申請が見込まれます。そのため、この時期に登録期間を満了する方に対しては、特例的に満了日の2か月前から手続きを行えるようにしています。対象となる方には、東京電気工事工業組合を通じて、又はハガキにより連絡いたします。</p>